９　環　　境　　部

環 境 保 全

1　吹田市環境基本条例

環境の保全及び創造について、基本理念と施策の基本となる事項を定めること等により、これらに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に資することを目的として「吹田市環境基本条例」を制定し平成９年(1997年)４月１日から施行している。

この条例は、前文のほか４章26条により構成される環境の保全及び創造に関する基本条例であり、良好な環境の確保と将来の市民への継承、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、人間と自然との共生、身近な地域における地球環境保全の推進といった４つの基本理念のほか、市、事業者、市民それぞれの責務や市が行う基本的な施策について定めている。

また、同条例に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的な計画として平成26年(2014年)３月に「第２次環境基本計画改訂版」を策定した。

2　環境影響評価制度

環境に著しい影響をもたらす可能性のある一定規模以上の事業に対し、その事業の実施に先立って、地域の環境を十分に調査し、事業の実施に伴う環境への影響を予測・評価するとともに、その結果を公表して住民等の意見を聴き、環境の保全及び良好な環境の創造のために効果的な取組を講ずることの促進を目的として、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」を制定し平成10年(1998年)10月１日（平成24年(2012年)４月１日改正)から施行している。

3　中高層建築物の日照障害等の指導要領

中高層建築物の建築に係る日照、電波障害等に関する紛争の予防について、建築計画の周知手続その他必要な事項を定めることにより、地域住民の住環境を安全かつ良好に維持することを目的に平成23年(2011年)３月29日から施行している。

4　吹田市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例

中高層建築物の建築に係る紛争についてのあっせん及び調停に関し必要な事項を定めることにより、紛争の調整を図り、良好な近隣関係と生活環境の保持に資することを目的として「吹田市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例」を制定し、平成８年(1996年)７月１日から施行している。

紛争調整は、関係住民と建築主との話合いの場を設け、建築紛争相談員が調整する「あっせん」と法律・建築・環境の分野に学識経験を有する者からなる建築紛争調停委員会が行う「調停」

がある。

中高層建物による紛争調整状況等

年　　度	標識設置等件数	あっせん・調停申出件数	紛争調整件数	
			あっせん件数	調停件数
平成27(2015)	52	0	0	0
〃 28(2016)	48	1	0	0
〃 29(2017)	60	2	0	0

５　違法屋外広告物の撤去

違法屋外広告物は街の美観を害し、一般交通に支障を来すものとして、生活環境を保全するため、昭和58年(1983年)５月に吹田市、大阪府茨木土木事務所、吹田警察署、関西電力㈱大阪北支社、西日本電信電話㈱大阪支店の協力の下に「吹田市違法屋外広告物撤去促進連絡会」を設置し、定期的に市内の違法屋外広告物の撤去を実施している。

また、平成16年(2004年)４月には吹田市違法簡易広告物撤去活動員制度に関する要領を施行し、平成30年(2018年)３月末現在、７団体によりボランティアで違法簡易広告物の撤去活動に取り組んでいる。

６　ポイ捨ての防止及び路上喫煙の適正化

「吹田市環境美化に関する条例」に基づき、ポイ捨て等の防止や路上喫煙の適正化に取り組んでいる。また、地下鉄江坂駅周辺、ＪＲ吹田駅周辺、ＪＲ岸辺駅周辺、阪急北千里駅周辺、阪急南千里駅周辺、阪急関大前駅周辺、大阪モノレール万博記念公園駅周辺を環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区に指定し、一層の環境美化の促進を図っている。

なお、平成27年（2015年）２月より一部改正した条例を施行している。改正条例では、市内全域の道路等での歩きたばこを禁止し、併せて環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区での違反行為に対し、市から指導勧告に従わない場合に過料2,000円を徴収することができる旨規定した。

また、環境美化推進員制度を創設し、平成30年（2018年）３月末現在、24団体が市内の環境美化に関する啓発活動に取り組んでいる。

7　空き地の適正管理

「吹田市環境の保全等に関する条例」第21条に基づき空き地所有者に対し、その空き地内の雑草等により近隣住民の生活環境に支障を及ぼさないように適正な管理をすることを指導している。

区分＼年度	苦情等の件数
平成27（2015）	95
〃 28（2016）	89
〃 29（2017）	106

8　環境教育

人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、地球環境及び地域環境の保全活動に積極的に参加するなどの実践的な能力・態度を育てるため、平成８年(1996年)から市民、事業者、学校、行政の協力関係を深め、環境保全活動を促進していく啓発事業を実施している。

また、環境教育の支援と地域における実践活動を継続的に促進するために、平成14年(2002年)11月から「すいたシニア環境大学」を開校し、シニア世代の方を対象に環境問題を広く学んでもらい、学校における環境教育のサポートや、地域・ＮＰＯにおける環境保全活動を実践する「環境（エコ）の語り部」を育成してきた(平成26年度(2014年度)末、合計308名)。

そして、平成27年度(2015年度)から、幅広い世代の方を対象に事業の見直しを行い、「すいた環境サポーター養成講座」として開講している。平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までに、45名を環境保全活動を実践する「すいた環境サポーター」として認定している。

9　吹田市役所エコオフィスプラン

市自らが市内における一大消費活動を展開する事業者であるとの認識の下に、環境に配慮した事務事業活動を率先して推進するために「吹田市役所エコオフィスプラン」（平成11年(1999年)10月策定・平成28年(2016年)４月最近改正）に基づき、率先して省エネルギー・省資源やグリーン購入などの環境に配慮した事務事業活動を展開している。

公 害 対 策

1　公害の概要

本市における公害の状況は、自動車排出ガスによる大気汚染、道路交通騒音などの都市・生活型公害が多いというのが特徴である。また、公害対策ばかりでなく自然環境の保全やより質の高い生活環境の創造が求められている。

2　大気汚染

大気環境の常時監視は、一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）３局（吹田市垂水局、吹田市北消防署局、吹田市川園局）と自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）１局（吹田簡易裁判所局）で実施している。吹田市北消防署局及び吹田簡易裁判所局では、月１回有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン等）のモニタリングを実施している。

本市における平成29年度(2017年度)の大気汚染状況は、光化学オキシダントを除き、近年では改善傾向が見られる。

光化学オキシダントの状況は、依然として高濃度で本市環境基本計画の環境目標（以下、「目標」という。）未達成となっており、近年は横ばいの状態である。

光化学スモッグの発令状況は、予報１回、注意報０回であった。

二酸化窒素については、一般局・自排局とも国の環境基準及び目標を達成している。

窒素酸化物(NOx)対策としては、固定発生源に対して大気汚染防止法や本市独自の要領による排出基準や窒素酸化物総量規制基準の遵守、燃料の良質化や低NOx機器の採用を指導している。また、市内の大気汚染防止法等に基づく届出工場・事業場からの窒素酸化物及び硫黄酸化物の排出量状況の把握のため、燃料使用量調査を実施し、より一層の窒素酸化物の排出量の低減を図っている。

一方、移動発生源である自動車排出ガスについても、大気汚染防止法により自動車排出ガス量の許容限度を定めて規制する「単体規制」が段階的に強化され、自動車ＮＯｘ・ＰＭ法により、本市域を始めとする対策地域内のトラック・バス等が同法の排出基準を超える場合、その使用を制限する「車種規制」が行われている。また、大阪府の条例により、本市域を始めとする府下の対策地域に乗り入れ発着するトラック・バス等について、自動車ＮＯｘ・ＰＭ法の排出基準を超える自動車の運行を規制する「流入車規制」が実施されている。

本市では、窒素酸化物や主要な温室効果ガスである二酸化炭素の発生を抑制するエコドライブを推進するため、大阪府等と連携して自動車のアイドリング・ストップや燃費に配慮したアクセル操作などの啓発・指導を行っている。また、毎月20日を「ノーマイカーデー」として、マイカー利用などの自粛を呼び掛けている。

二酸化硫黄については、一般局・自排局とも長期的評価による目標を達成している。

大気汚染防止法による排出基準、総量規制基準の遵守、ＳＯｘ総量規制に係る公害防止協定による排出量の遵守や使用燃料の低硫黄化などの措置により、硫黄酸化物の排出量の規制を図っている。

浮遊粒子状物質については、一般局・自排局とも長期的評価による目標を達成しているが、黄砂による影響を受けている。

一酸化炭素については、自排局で測定しており、目標を達成している。

微小粒子状物質（ＰＭ2.5）については、自排局、北消防署局で測定しており、前者では目標に到達しなかった。

有害大気汚染物質のうち、目標が定められているベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタンについては、一般局・自排局とも全ての項目で目標を達成している。

アスベストについては、建築物の解体時等における届出が39件あり、このうち大気汚染防止法に基づくものが33件、大阪府条例に基づくものが６件あった。また、本市では、アスベスト飛散防止対策として、平成29年度（2017年度）に、208件の解体工事に対するパトロールを行った。

３　水質汚濁

平成29年度(2017年度)の水質汚濁の状況は、健康項目については河川・水路（５か所)、ため池（14か所）で目標を達成していた（ため池は２か年で調査を実施)。生活環境項目については、河川・水路で生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）の目標達成率は95.8％であった。また、ため池での化学的酸素要求量（ＣＯＤ）の目標達成率は、65.5％であった。

大規模工場・事業場の排水に対しては、ＢＯＤに係る公害防止協定を締結し、さらにＣＯＤ総量規制や、富栄養化防止のため、窒素・りんの総量規制を実施している。

地下水質については、10地点で継続的な水質監視調査を実施し、南吹田２丁目で１，２－ジクロロエチレン及びクロロエチレン、片山町４丁目でテトラクロロエチレン、岸部北３丁目でトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、１，２－ジクロロエチレン及びクロロエチレンがそれぞれ目標値を超えており、南吹田２丁目及び岸部北３丁目の事業所内において、事業所による浄化対策が行われている。

なお、本市の地下水質の状況把握を目的とした概況調査を10本の井戸で実施したところ、環境基準値を超過した井戸は確認されなかった。

南吹田地域の地下水汚染については、定期的に汚染状況の把握を行っており、学識経験者の助言を得ながら、問題解決に向け取組を進めている。平成29年度（2017年度）は、ＪＲ東海道本線東側において、高濃度汚染範囲内での地下水の揚水による対策実施に向け工事を行うとと

もに、更なる対策に関する実施設計を行った。一方、ＪＲ東海道本線西側においては、今後の対応を検討するため、地下水の詳細な状況を把握する調査を行った。

４　土壌汚染

平成29年度(2017年度)は、事業者が実施した土壌調査により土壌汚染が確認された２件について、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定した。また、指定済みの形質変更時要届出区域１件について、事業者により汚染土壌の掘削除去が行われ、区域指定の解除を行った。

５　騒　　音

騒音の常時監視は、一般環境騒音、道路交通騒音、鉄軌道騒音及び航空機騒音について定期的に調査を実施している。

なお、一般環境騒音については３か年で50地点、道路交通騒音については３か年で名神高速道路、国道423号、府道大阪中央環状線等27路線38地点の調査を実施している。

平成29年度(2017年度)における一般環境騒音については、一日を通じて目標を達成していたのは、全50地点中45地点であった。

道路交通騒音については、一日を通じて目標を達成していたのは、全38地点中28地点であった。

航空機騒音については、着陸コース下及び離陸コース下の２地点で調査を実施したところ、２地点ともに目標を達成していた。しかし、年間数パーセントと頻度は少ないものの東風の影響による逆発着時の場合、本市上空における飛行高度が低くなり騒音レベルが高くなることから、本市も参画する大阪国際空港周辺都市対策協議会（10市協）を通じて、国に対して逆発着時の騒音軽減のための対策を要望している。

鉄軌道騒音については、ＪＲ沿線（南吹田）及び阪急沿線（古江台・寿町・吹東町）４地点で実施したところ、運行速度の速い地点やカーブ地点等で比較的騒音レベルの高い状況が見られた。

その他一般家庭で使用するクーラーや楽器などから発生する生活騒音については、市ＨＰ等でその防止に努めるよう啓発を行っている。

６　バイオテクノロジーに関する安全対策

本市では遺伝子組換え施設、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設について、市民の安心、安全を確保するため、条例を制定し、施設の安全確認を行っている。

平成29年度(2017年度)は、全ての事業所に延べ28回立入調査を実施した結果、環境安全上問題はなかった。

7　ダイオキシン類

平成29年度(2017年度)のダイオキシン類環境調査において、大気については、一般局３局（吹田市垂水局、吹田市北消防署局、吹田市川園局）と自排局１局（吹田簡易裁判所局）で、５月、８月、10月、１月に調査し、全局とも目標を達成していた。水質については、河川・水路５か所で調査を行い全ての地点で目標を達成していた。

ダイオキシン類対策としては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき規制・指導している。今後も引き続き、ダイオキシン類の実態把握に努める。

8　専用水道・簡易専用水道等

第２次一括法による水道法の改正に伴い、平成25年(2013年)４月１日から専用水道及び簡易専用水道に関する事務を、また、平成26年度(2014年度)から大阪府条例に基づき特設水道に関する事務を実施している。

平成29年度(2017年度)は専用水道施設に対し、延べ23回、特設水道施設に対し３回の立入検査を実施し、指導・助言を行った。また、簡易専用水道の設置者等については、水道法に基づく定期検査の結果から不適事項があった112施設に対し、文書による指導・助言を行った。

小規模貯水槽水道、飲用井戸等についても、衛生管理の指導・助言を実施している。なお、全ての施設において水道水質基準の超過は確認されなかった。

環 境 衛 生

1　感染症対策

吹田保健所の指示に基づき、感染症患者の自宅等の消毒を行う。

年　　度	赤　　痢	腸チフス	コ　レ　ラ	計
平成27(2015)	0	0	0	0
〃　28(2016)	0	0	0	0
〃　29(2017)	0	0	0	0

2　そ族昆虫駆除

⑴　駆除実施事項及び期間

駆除内容＼期間（月）	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
蚊・ハエ駆除	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→
ゴキブリ駆除			←	―	→					←	―	→
ユスリカ駆除対策	←	―	―	―	―	―	―	―	→		←	→
ねずみ駆除										←	―	→
害虫駆除相談	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→

（注）平成20年度（2008年度）から駆除業務を業者委託とした

⑵　作業状況

年　　度	薬剤散布延べ面積（㎡）	補(死)そ数（匹）
平成27(2015)	414,576	792
〃 28(2016)	336,443	223
〃 29(2017)	268,904	1,215

⑶　衛生・不快害虫駆除相談

蚊類、ハチ類、毛虫等の駆除及び室内害虫（ダニ、アリガタバチ等）の同定調査及び駆除方法指導・相談

平成29年度(2017年度)実績　439件

3　狂犬病予防

狂犬病予防法に基づく飼い犬登録及び狂犬病予防注射済票交付を実施している。

（単位：頭）

年　　度	飼い犬登録数	狂犬病予防注射済票交付件数
平成27(2015)	1,109	9,217
〃 28(2016)	2,472	10,502
〃 29(2017)	2,335	10,343

（注）狂犬病予防注射済票交付事務は平成11年度(1999年度)まで大阪府が実施

平成29年度(2017年度)末飼い犬登録累計　１万7,190頭

4　猫の不妊手術に補助金

動物愛護のため、不幸な猫を増やさぬように、猫の避妊・去勢手術費用の一部補助（飼い猫１匹につき2,500円、野良猫1匹につき5,000円）を行っている。

（単位：件）

年　　度	補助件数
平成27(2015)	198
〃 28(2016)	217
〃 29(2017)	229

（注）平成27年度までは飼い猫、野良猫問わず１匹当たり5,000円を補助

規格葬儀など

1　規格葬儀

⑴　規格葬儀料金

①　仏式（ゆり）・仏式（きく）・神式・キリスト教式

規　格		飾付利用料
仏式（ゆり）	12歳以上	184,680円
	12歳未満	183,600円
仏式（きく） 神式 キリスト教式	12歳以上	111,240円
	12歳未満	110,160円

②　略式型の利用料

	利用料
12歳以上	48,600円
12歳未満	47,520円

③　本葬の飾付利用料

仏式（ゆり）	仏式（きく）・神式・キリスト教式
173,880円	100,440円

⑵　規格葬儀利用状況

年　　度	葬儀対象件数	利用件数	利用率（%）
平成27(2015)	―	―	―
〃 28(2016)	―	―	―
〃 29(2017)	2,147	281	13.1

（注）平成29年(2017年)７月、市営葬儀を廃止し規格葬儀へ移行

2　やすらぎ苑（火葬場）

⑴　施設概要

位　　置　　吹東町17番１号

敷地面積　　9,511.88㎡

建　　物　　鉄筋コンクリート造２階建

延べ床面積　　2,395.60㎡

設備規模

火葬炉　　８基（２炉１系列方式）…台車式寝棺炉

焼却炉　　１基（１炉１系列方式）…台車走行式

燃焼時間　　60分

炉燃焼部　　主燃炉、再燃炉方式

排ガス温度　　200℃

通　　風　　強制通風方式

ガ ス 冷 却　　外気吸入混合及び熱交換器方式

開 設 年 月 日　　平成20年(2008年)10月１日

⑵　利用状況　　（単位：人）

年　　度	大　　人	小　　人	死　産　児	計	１日平均
平成27(2015)	2,768	11	66	2,845	7.8
〃 28(2016)	3,048	19	63	3,130	8.6
〃 29(2017)	3,164	10	67	3,241	8.9

ご み 処 理

１　ごみ収集対象戸数の推移　　（各年４月１日現在）

区　分 ＼ 年　度	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)
一般家庭（戸）	166,830	168,824	170,244

２　収集状況

⑴　収集方法

一般家庭から排出されるごみは12種分別収集を実施しており、①燃焼ごみは週２回定曜日各戸収集を、資源ごみ（②新聞、③雑誌類、④段ボール、⑤古布類、⑥かん、⑦びん、⑧牛乳パック）は月２回定曜日ステーション収集（⑨ペットボトルは拠点回収）を、⑩大型複雑ごみは月１回定曜日各戸収集を、また、⑪小型複雑ごみ及び⑫有害危険ごみは月１回定曜日ステーション収集をそれぞれ行っている。

収集の際の収集用容器として空きかん収集用コンテナ、空きびん収集用コンテナ、有害危険ごみ収集用コンテナをそれぞれ５～10戸ごとに１個貸与し、その設置及び保管は市民により行っている。

高齢または障がい等により家庭系ごみを排出場所に持ち出すことが困難な方を対象に、安心サポート収集を行っている。通常の市の収集と異なり、収集開始前の面談・調査で決定した曜日に戸別訪問し、玄関先でごみの収集を行っている。

吹田市内で在宅医療を受けておられる方で、家庭から排出される在宅医療ごみの処分にお困りの方の在宅医療廃棄物（注射針以外）の収集を行っている。感染防止のため二重袋で排出してもらい、面談の上、決定した収集日及び時間に戸別訪問し、玄関先でごみの収集を行っている。

⑵　車両保有状況　　平成30年(2018年)４月１日現在

区　　分	型　　式	積　載　量	台　　数
ごみ収集車	ダンプ(ディーゼル)	3.5ｔ	6
	プレス(ハイブリッド)	3.5ｔ	1
	プレス(クリーンディーゼル)	3.5ｔ	9
	プレス(ハイブリッド)	2ｔ	3
人員輸送車	ステーションワゴン	８人乗り	2
巡　回　車	６人乗り		7
	軽自動車		5

３　収集実績の推移

区分＼項目	年　　度	実働日数	延べ就労人員	処理戸数累計	延べ収集量（ｔ）
直　営	平成27(2015)	311	22,703	215,303	7,882
	〃 28(2016)	311	20,837	218,831	7,895
	〃 29(2017)	312	20,904	219,621	7,889
委　託	平成27(2015)	311	64,999	1,769,206	61,501
	〃 28(2016)	311	64,999	1,797,906	60,959
	〃 29(2017)	312	76,752	1,816,416	61,973
計	平成27(2015)	311	87,702	1,984,509	69,383
	〃 28(2016)	311	85,836	2,016,737	68,854
	〃 29(2017)	312	97,656	2,036,037	69,862

４　安心サポート収集実績　　各年４月１日現在（単位：件）

区　分＼年　度	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
定曜日収集（燃焼ごみ）	178	180	184
不定期収集（燃焼ごみ以外）	143	160	170
合　　計	321	340	354

5　委託状況の推移

（戸数は各年度４月１日現在）

区分 年度	収集戸数 一般家庭（戸）	うち委託戸数 一般家庭(戸)	委託率 (%)	委託料支払額 (千円)
平成27(2015)	163,898	146,092	89.1	1,753,732
〃 28(2016)	166,830	148,677	89.1	1,780,168
〃 29(2017)	168,824	150,642	89.2	1,798,557

6　処理状況の推移

（単位：ｔ）

年　　度	資源循環エネルギーセンター焼却量	破砕選別工場処理量
平成27(2015)	100,286	11,561
〃 28(2016)	98,922	11,519
〃 29(2017)	101,378	11,913

資源循環エネルギーセンターの概要

位　　置	千里万博公園４番１号
供用開始	平成22年(2010年)３月26日
敷地面積	11,400㎡
建築面積	7,481.20㎡
延べ床面積	21,194.18㎡
ごみピット	15,195.3 ㎥
構　　造	鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート及び鉄骨造地下２階地上５階建
焼却能力	240ｔ／24ｈ×２基
工　　費	21,493,500千円
職　　員	29人
特　　徴	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式） 公害防止設備の完備 灰溶融炉（49ｔ／24ｈ）の設置

・大気汚染防止対策

下表のとおり、法規制値を遵守するとともに、それよりも低い基準値を設定して、ごみを燃焼した時に発生する排ガス中の有害な物質を除去する設備を備え、大気汚染を防止する対策を講じている。

	法規制値	設計基準値
ばいじん	0.04g／m³N	0.01g／m³N
硫黄酸化物	6.61m³N／h（60ppm）	10ppm
塩化水素	700mg／m³N（430ppm）	10ppm
窒素酸化物	250ppm	30ppm
水銀	50μg(0.05mg)／m³N	0.03mg／m³N
ダイオキシン類	0.1ng－TEQ／m³N	0.05ng－TEQ／m³N

・水質汚濁防止

所内の排水は二段凝集沈澱やキレート処理等により下水道放流基準値以下にして下水道に放流している。

・臭気防止対策

ごみピット内の臭気は、扉で外気と遮断され、焼却炉の燃焼用空気として使用する。その臭気は、850℃以上の高温で分解処理され無臭となる。また、プラットホーム出入口にエアカーテンや脱臭装置を設置し、場外に臭気が流出しないようにしている。

・騒音対策

騒音源となる主要機器は屋内に設置し、消音器、遮音壁等で減音している。

・防じん対策

焼却後の灰は、密閉されたコンベアを通り灰溶融炉で溶融される。溶融後も密閉されたコンベアで運ばれ搬出されるので、飛散せず衛生的に処理される。

・焼却灰の再資源化

焼却灰や焼却飛灰は灰溶融炉のアーク放電によるジュール熱で約3,000～6,000℃の高温で溶融され、減容・無害化される。溶融された灰はスラグとメタルになり、資源化物として再利用される。

・水の再利用

プラント排水は適正に排水処理された後、一部は床洗浄やプラントの水に再利用される。雨水は雨水貯槽にためられ植栽の散水に利用されている。

・余熱利用による発電

ごみを燃焼した時に発生する熱を利用して、ボイラーで水蒸気を発生させ給湯及び発電を行っている。

発電能力は１万3,000kWであり、所内の需要を賄い、余った電力は売却している。

ストックヤードの概要

位　　置	吹田市千里万博公園４番１号
供用開始	平成26年（2014年）３月29日
敷地面積	9,253㎡
建築面積	1,429.66㎡
延べ床面積	1,442.08㎡
構　　造	鉄骨造平屋建て、鉄筋コンクリート造平屋建て
工　　費	1,214,203千円
施設内容	ストックヤード１ ペットボトルヤード：ペットボトルの受入れ、圧縮減容、保管、搬出 生ビン・カレットヤード：生ビン・カレットの保管、搬出 古紙・古布ヤード：古紙・古布の受入れ、選別、保管、搬出 ストックヤード２ その他非鉄金属類等ヤード：その他非鉄金属類等の保管、搬出 スラグヤード：スラグの受入れ、保管、搬出 太陽光発電設備 発電能力　150kW その他設備 ハイブリッド街路灯４基、屋外便所、危険物庫、部品庫、駐輪場１・２、駐車場、植栽、雨水流出抑制槽

ごみ減量の施策

１　再生資源の集団回収実施団体に報償金を支給

⑴　目　　的	再生可能な古紙等の集団回収を実施している届出団体に対して報償金を支給し、ごみの減量と資源の有効利用並びにごみ問題の意識向上を図ることを目的として、昭和55年(1980年)４月から実施している。
⑵　対象団体	市内の自治会等営利を目的としない団体で、おおむね20世帯以上で構成された古紙等の集団回収を定期的に実施している届出団体
⑶　対象品目及び単価	新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール、古布、アルミ缶、酒・ビールびん等、各１kgにつき７円

⑷　実　　績

区　分＼年　度	平成27（2015）	平成28（2016）	平成29（2017）
交付団体数	460	463	455
参加世帯数	75,249	74,413	72,920
回収総量（kg）	9,360,022	8,876,887	8,357,394
報償金交付額（円）	65,520,154	62,138,209	58,501,758

２　その他の家庭系ごみ減量推進事業

下記の方策を実施することにより、家庭系ごみの減量と資源化を図っている。

⑴　その他紙類の資源化の促進

⑵　再生資源集団回収未実施団体や新規マンションに対し、集団回収取組の推進

⑶　出前講座等によるごみ減量・資源化の啓発活動及び環境（ごみ）教育・学習の充実

⑷　容器包装類の販売店自主回収の促進

⑸　家庭系廃食用油の回収

⑹　レジ袋削減・マイバッグ持参運動の推進

⑺　食品ロス削減の取組

⑻　市内イベントで発生するごみの適正処理を推進するためにエコイベント宣言を促進

３　事業系ごみ減量推進事業

⑴　「多量排出占有者」に対する指導

毎月２ｔ以上の一般廃棄物を排出する事業者を「多量排出占有者」とし、この占有者への指導として、

ア　減量目標値を設定した減量計画を定め、実施すること。

イ　廃棄物管理責任者を選任すること。

ウ　減量計画書及び廃棄物管理責任者選任届を市長に提出すること。

の３点を行うことを定め、事業系一般廃棄物の排出量の大きな割合を占めている多量排出占有者に対し、ごみの減量、排出の抑制等を目的に平成９年度(1997年度)から指導している。

⑵　事業所・商店等に対する要請

事業所、商店等から排出される事業系ごみの減量・リサイクルを推進するため、チラシ等によりＰＲ活動を行っている。

⑶　廃棄される保存文書の資源化

事業所ごみの減量・リサイクルのモデル事業として、市施設から排出される紙ごみ（廃棄される保存文書等）の資源化事業を平成５年度(1993年度)から行っている。

⑷　その他の事業系ごみ減量推進事業

下記の方策を実施することにより、事業系ごみの減量と資源化を図っている。

ア　古紙リサイクルの促進（新聞、雑誌、ダンボール）

イ　資源循環エネルギーセンター搬入ごみ検査

ウ　資源循環エネルギーセンター古紙・古布の回収ＢＯＸによる回収

エ　公共施設の刈り草の堆肥化等による減量の促進

オ　公共施設の紙類等の資源化の強化

カ　雑がみのリサイクル率向上に向けた情報提供及び啓発

４　廃棄物減量等推進員制度

廃棄物減量等推進員制度は、34地区の連合自治会からの推薦により推進員を委嘱し、平成７年(1995年)11月に発足した。推進員は一般廃棄物の減量と資源化の推進、ごみの適正な排出の指導等を行い、本市が行う啓発活動へも協力する。推進員制度や活動内容についての理解を深めることを目的に、推進員を対象とした全体会や施設見学会等を毎年開催しており、地域での推進員活動の活性化を図っている。平成30年(2018年)３月31日現在　362人。

ごみの12種分別収集

本市の廃棄物処理事業は、ごみの発生を抑制するとともに、排出者の段階において、できるだけごみ質に応じて適切に分類し、これを分別収集して、廃棄物の減量化や再資源化を図りつつ、環境保全に留意して適正に処理するという内容でなければならない。

このため、破砕選別工場と循環型社会構築のためのシステムづくりを支援するための廃棄物再生利用総合施設を併設した資源リサイクルセンターを平成４年(1992年)11月１日に開設した。

ごみの再生利用を推進するためには「捨てればごみ、分ければ資源」といわれるように、市民一人一人が、ごみとして出す前に分別することが、重要な要件となってくる。

このため本市では、昭和63年(1988年)11月から平成元年(1989年)３月までの間、市内３地区約6,000世帯を対象に５種分別によるモデル収集を行ってきた。この結果を基に、モデル地区住民に対しアンケート調査を実施し、一部収集方法等の改善を図った上で、平成元年(1989年)８月から５種分別収集の本格実施に踏み切り、平成４年(1992年)６月１日で全市に普及した。

その後、再生資源に回せる紙類が多いことから、５種分別の意識の向上と適正な排出によるごみの減量を図るために、平成15年(2003年)４月から家庭用ごみ袋無色半透明化を試行実施し、平成16年(2004年)４月から本格実施に入った。平成20年(2008年)から資源ごみを８分別している実態にあ

わせて、表現を「12種分別」とした。

1　12種分別収集の目的

廃棄物の資源化を促進し、排出段階で有害危険物を除去し、適正に処理して二次公害を未然に防止するとともに、分別をすることにより廃棄物の量を削減する。

2　分別排出区分

①　燃 焼 ご み　台所のごみ、草木くず、再生のきかない紙くず、繊維くず、革製品、木切れ等の可燃性物

資 源 ご み　②　新聞、③　雑誌類、④　段ボール、⑤　古布類、⑥　かん、⑦　びん、⑧　牛乳パック、⑨　ペットボトル

⑩　大型複雑ごみ　大型で収集運搬及び処理に特別な取扱いを要するもの

⑪　小型複雑ごみ　選別、破砕等の前処理が必要な不燃性物及び可燃性物と不燃性物の混成品

⑫　有害危険ごみ　電池類、水銀を使用している器具等の有害物、引火発火のおそれのある物、カミソリ等の危険物

3　収集システム

⑴　燃 焼 ご み　週２回収集

⑵　資 源 ご み　月２回ステーション方式で収集
空きかん・空きびんは、専用コンテナで収集、ペットボトルは拠点回収

⑶　大型複雑ごみ　月１回収集

⑷　小型複雑ごみ　月１回ステーション方式で有害危険ごみと同じ日に収集

⑸　有害危険ごみ　月１回ステーション方式で小型複雑ごみと同じ日に専用コンテナで収集

4　ペットボトルなどの収集実績

容器包装リサイクル法の施行に伴い、平成９年(1997年)８月からペットボトルの収集を実施している。

⑴　収集方法　　拠点回収

⑵　回収容器設置場所

平成30年(2018年)４月１日現在

ペットボトル	108か所

⑶　収集量　（単位：ｔ）

区分＼年度	平成27(2015)	平成28(2016)	平成29(2017)
ペットボトル	204.69	202.39	197.04

５　特定家庭用機器（廃家電）処理量

⑴　市収集台数

品目＼年度	平成27(2015)	平成28(2016)	平成29(2017)
エアコン	7	2	1
テレビ	7	6	15
冷蔵庫･冷凍庫	3	3	12
洗濯機･衣類乾燥機	6	1	10
計	23	12	38

⑵　不法投棄回収台数

品目＼年度	平成27(2015)	平成28(2016)	平成29(2017)
エアコン	3	0	1
テレビ	73	31	13
冷蔵庫･冷凍庫	23	19	9
洗濯機･衣類乾燥機	3	2	0
計	102	52	23

破砕選別工場･資源リサイクルセンター

位　　置　　千里万博公園４番３号
敷地面積　　9,244.87㎡
建築面積　　3,833.26㎡
延べ床面積　　10,580.90㎡
構　　造　　鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造５階建
設備能力　　85ｔ／日（５時間）
事業費　　8,391,796千円（用地取得費　1,638,396千円を含む）
施設内容　　１～３階　　破砕選別工場　ごみの破砕選別、資源・有価物の回収・保管・搬出、有害・危険物の適正処理を行う。（ストックヤードの一部で資源の選別・保管・搬出を行う）職員数　14人

４～５階　　資源リサイクルセンター（運営：(公財)千里リサイクルプラザ）
市民工房、展示室、保管庫、マルチホール、講義室、研究室、
生活学習室、会議室、もらいますコーナー、事務室ほか

資源の再生　　破砕選別工場（くるくるプラザ再生品含む）では平成29年度(2017年度)は１万1,913ｔのごみを処理し、5,967ｔを再生資源として回収した。資源化率は50.1％であった。資源ごみだけでなく、その他のごみからも多くの再生資源を回収している。

再生資源の内訳　　平成29年度(2017年度)

種　　類	資源化量(t)
鉄　　（スチール缶を含む）	1,221.82
アルミニウム（アルミ缶を含む）	119.05
金属（鉄・アルミ以外）５種類	8.56
カレット（８種類）	2,051.58
リターナブルびん（酒、ビール、ワインなどのびん37種類）	91.88
新聞	279.25
段ボール	871.70
雑誌その他	584.89
古布	185.83
紙(牛乳)パック	2.47
ペットボトル	192.98
その他再生資源（売却分）（ビデオデッキ・モーターなど13種類）	33.58
酒類用コンテナ、小形二次電池・インクカートリッジ（無償分）	2.76
その他の再生資源（逆有償分）（乾電池・蛍光管・その他色カレット）	317.07
くるくるプラザ再生品	3.41
合　　計	5,966.83

※鉄から、その他再生資源（売却分）までの売却金は4,751万8,103円

し 尿 処 理

1　し尿収集対象戸数の推移

（各年４月１日現在）

区分＼年度	平成28(2016)	平成29(2017)	平成30(2018)
一般家庭（戸）	299	281	276
従　　量（件）	51	47	47

2　収集及び処理状況

⑴　収集方法

平成16年(2004年)４月１日より収集形態を一部委託から全面委託とし、２週間に１回定日収集しているほか、浸水等によるものは申込みにより随時収集している。

⑵　処理方法

化学処理場廃止（平成16年(2004年)３月31日）に伴い、市域内で収集されたし尿及び浄化槽汚泥の処理は同年４月１日より全量下水処理場へ流注して処理をしている。

3　収集処理実績の推移

年　　度	実働日数	延べ就労人員	延べ処理戸数	延べ収集量(kℓ)	終末処理	
					農家還元	化学処理
平成27(2015)	262	524	9,625	769	0	0
〃 28(2016)	261	522	9,211	651	0	0
〃 29(2017)	260	525	8,870	668	0	0

4　委託状況の推移

（戸数は各年度４月１日現在）

区分＼年度	収集戸数		うち委託戸数		委託率(%)	委託料支払額(千円)
	一般家庭(戸)	従量(件)	一般家庭(戸)	従量(件)		
平成27(2015)	308	97	308	97	100.0	25,577
〃 28(2016)	299	51	299	51	100.0	25,577
〃 29(2017)	281	47	281	47	100.0	25,577

一般廃棄物処理手数料

1　手 数 料

平成30年(2018年) 4月1日現在

一般廃棄物の種類等		手　数　料
1　次項から第4項までに掲げる一般廃棄物以外の一般廃棄物	⑴　市長が臨時に収集し、運搬し、及び処分するもの	ア　軽トラックで運搬することができる量以下であるときは、2,500円 イ　アに規定する量を超え、2ｔ車で運搬することができる量以下であるときは、5,000円 ウ　イに規定する量を超え、3.5ｔ車で運搬することができる量以下であるときは、7,500円 エ　ウに規定する量を超えるときは、アからウまでに定める額を基準として市長が定める額
	⑵　市長が指定する工場又は中継地へ排出者が搬入し、市長が処分するもの	10kgまでごとに70円（事業系一般廃棄物にあっては、105円）
2　特定家庭用機器	⑴　電気冷蔵庫・電気冷凍庫（それぞれ内容積が250ℓ以上のものに限る。）	1台につき5,000円
	⑵　前号に掲げる機器以外の特定家庭用機器	1台につき3,500円
3　し　尿	⑴　市長が収集し、運搬し、及び処分するもの	ア　臨時に設置された施設から収集するものにあっては、50ℓまでごとに400円 イ　アに掲げるもの以外のものにあっては、月500ℓを超える50ℓまでごとに400円
	⑵　市長が指定する処分地又は中継地へ搬入し、市長が処分するもの	50ℓまでごとに150円
4　犬、猫、その他の小動物		1個につき2,000円

備考　この表において「特定家庭用機器」とは、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器をいう。

2　手数料収入

（単位：円）

区分＼年度	平成27(2015)	平成28(2016)	平成29(2017)
ごみ	378,399,050	382,207,165	382,343,680
し尿	4,353,020	3,602,430	4,366,460